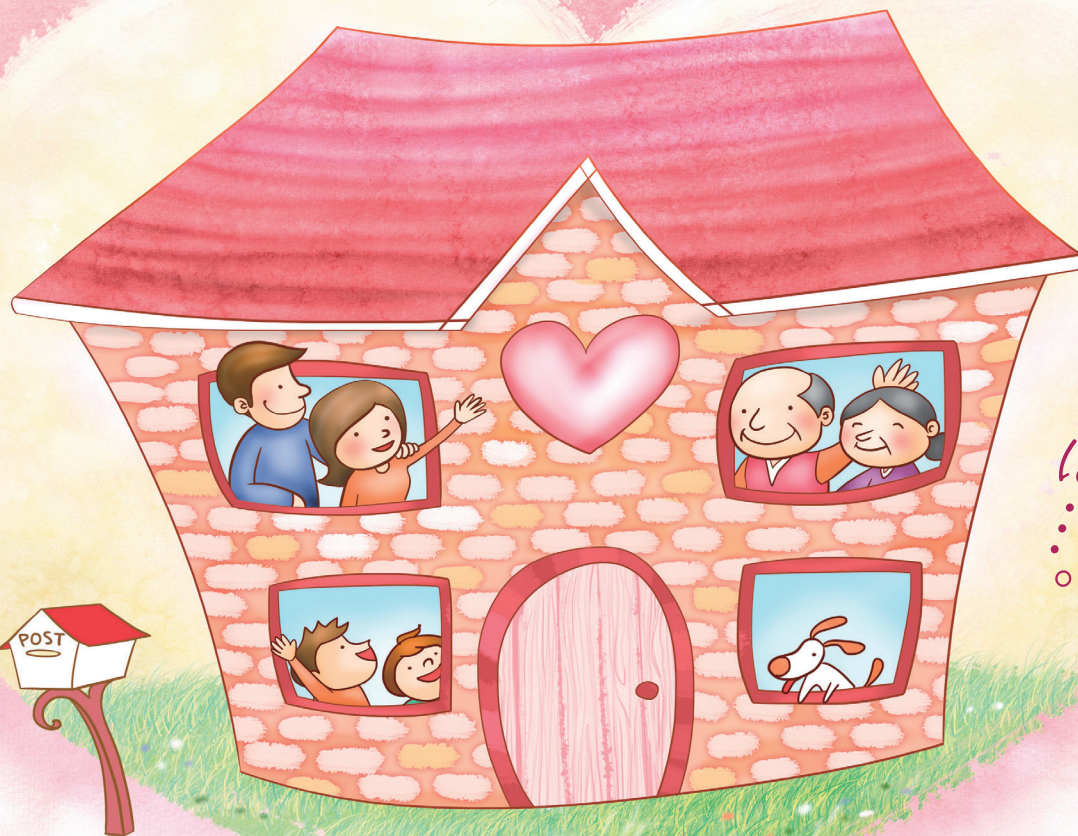


家族の絆を大切に...



相続定期貯金 思いやり

相続により、ご貯金を受け取られた日から1年後の月末までに100万円以上スーパー定期貯金(期間1年/自動継続)にお預け入れいただくと、下記の金利でお預かりいたします。

期間1年

年0.10%

(税引後 年0.079%)

【お預入金額】100万円以上で「相続で受け取られたご貯金」の範囲内

- ※お取扱いは個人の方のみとさせていただきます。
- ※金利の上乗せは初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利を適用いたします。
- ※「お預入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要です。
- ※他の金利上乗せ商品との併用はできません。

- ※この貯金は満期日前解約はできません。やむを得ず満期日前解約する場合は当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- ※お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。
- ※金利情勢の変動により、募集期間中であっても金利の見直しを行なう場合もございます。

取扱期間/令和2年9月23日(水)~令和3年3月31日(水)

くわしくは最寄りの支店・店窓口、もしくは渉外担当者におたずねください。